ACSES ニュースレター_２２３４号（2021 年 12 月 27 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇滋賀の製薬会社に業務停止命令　承認成分量と異なる小児用感冒薬など製造〈新聞報道〉
◇米エクソンのベイタウン製油所で火災、配管漏れ修理中の 4 人が負傷〈Web 報道〉
◇福島・会津美里の加工工場が全焼　火災時は無人、けが人なし〈新聞報道〉
◇出火原因は“電気配線の異常”…建設会社の事務所兼住宅で起きた火災 約 600 平方 m が全焼 石川〈Web 報道〉
◇フェリー火災で３９人死亡 バングラデシュ〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・エアバッグ性能に問題か　日産・三菱の軽 3 車種、生産停止〈Web 報道〉
・学生寮で集団食中毒か　34 人病院搬送、京都〈新聞報道〉
・水で膨らむボール誤飲注意　腸閉塞の事例相次ぐ〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・非常階段１カ所、全国に３万棟　火災現場ビル、逃げ場なく―専門家「犯罪考慮し法整備を」〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・公害健康被害補償不服審査会の裁決について〈環境省〉
・医療機器の自主回収について（クラス１）〈厚生労働省〉
・「令和３年版　救急・救助の現況」の公表〈総務省消防庁〉
・「火災予防分野の各種手続に係る電子申請等の標準モデルの構築に関する報告書」及び「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」の公表並びに導入に関する留意事項の通知〈総務省消防庁〉
・手押し式除雪機、安全装置使用を　10 年で死亡事故 25 件〈Web 報道〉
・使い捨て感覚で大丈夫？　「激安チェーン」要注意　走行数百メートルで切れた例も〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・ナトリウム 77 トン抜き取れず　もんじゅ、新機器開発必要〈Web 報道〉
・柏崎刈羽原発 7 号機でも配管の溶接不備　1 千カ所以上で工事やり直し〈新聞報道〉
・ベルギー、全原発閉鎖で合意　25 年、当初計画通り〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第 343 号)〈官報〉
[4] 令和２年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について〈環境省・経済産業省〉
[5] 「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」の点検結果について〈環境省〉
[6] 建築物における衛生的環境の確保に関する法令、規則の一部改正
◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 347 号）〈官報〉
◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第 199 号)〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係

雪起こし（ユキオコシ、クリスマスローズ）

◇脱脂粉乳２万トン超、家畜餌用に　政府与党、在庫圧縮に支援〈Web 報道〉
[8] 温暖化対策関係
◇九州電力と西部ガス、LNG 火力発電を建設へ　脱炭素時代の狙いは？〈環境省〉
[9] 環境安全関係
◇騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令（政令第 346 号）〈官報〉
◇令和３年度スギ雄花花芽調査の結果について〈新聞報道〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　［調査結果］　２件
[11] その他省庁発表　８件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　［開催記録、報告、資料等］　３件
[13] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：３件　◇その他：４件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇滋賀の製薬会社に業務停止命令　承認成分量と異なる小児用感冒薬など製造
＜京都新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/699712

滋賀県は２４日、国や県が承認した成分量とは異なる医薬品を製造したとして、医薬品医療機器法に基づき、甲賀市水口町の製薬会社「日新製薬」に業務停止命令を出した。停止期間は２４日から最長７５日間。県の立ち入り検査に虚偽の報告を行っており、重い行政処分に踏み切った。来年１月２３日までの業務改善計画の提出も命じた。健康被害は確認されていないという。

県薬務課によると、感冒薬「ニシミドン液小児用」や滋養強壮液など５種類の製品で必要な手続きをせずに承認された量より有効成分を少なくしたり、添加物を変更したりしていた。液内の沈殿物をなくすためなどとして、少なくとも２０年以上前から続いていたという。不正を告発する匿名の投書を受けて調査していた。

同社は昨年１０月、製造原料を受け入れる際に品質確認などの試験が一部適切に実施できていなかったとして、製造した全ての医薬品を自主回収していた。５種類については現在流通していないという。

◇米エクソンのベイタウン製油所で火災、配管漏れ修理中の４人が負傷
＜REUTERS　2021 年 12 月 26 日＞　https://www.asahi.com/international/reuters/CRWKBN2J300Q.html

米テキサス州にある石油大手エクソンモービルのベイタウン製油所内で２３日、火災が発生し、作業員４人が負傷した。

エクソンによると、死者は出ていない。負傷者のうち２人は病院で治療を受けた後、退院した。残り２人の容体も安定しているという。

火災発生は米中部標準時間２３日午前１時（日本時間同日午後４時）ごろ通報され、７時間後に鎮火したものの、原因は分かっていない。

エクソンの担当者は会見で、火災はガソリンを生産する施設に影響を及ぼしたと話した。

施設関係者がロイターに説明したところによると、火災は製油所内の水素化処理施設で発生した。この日はバイパス配管から漏れが見つかり、製油所を閉鎖していた。

ハリス郡保安官のエド・ゴンザレス氏はツイッターで、負傷者は配管の修理に当たっていたとし、当初の報告は何らかの爆発があったことを示していると述べた。

ベイタウン製油所（処理能力日量５６万０５００バレル）は米最大級の精製・石油化学工場。

◇福島・会津美里の加工工場が全焼　火災時は無人、けが人なし

＜福島民友　2021 年 12 月 26 日＞　https://www.minyu-net.com/news/news/FM20211226-675621.php

25 日午前 11 時 45 分ごろ、会津美里町永井野字下川原の小島建築センター加工工場から出火、木造平屋建て 1 棟約 150 平方メートルを全焼した。けが人はいなかった。　会津若松署会津美里分庁舎によると、工場は建築資材の加工を行っており、この日は稼働中だった。工場は当時無人だったという。　同署が原因を調べている。

◇出火原因は“電気配線の異常”…建設会社の事務所兼住宅で起きた火災 約 600 平方ｍが全焼 石川

＜FNN プライムオンライン　2021 年 12 月 23 日＞　https://www.fnn.jp/articles/comment/289758

２２日、石川県加賀市伊切町で建設会社の事務所兼住宅を全焼した火事は、実況見分の結果、電気配線の異常が出火原因とみられることがわかりました。

この火事は２２日午後２時１５分ごろ、加賀市伊切町の塩浦建設の事務所から出火したものです。

火は事務所兼住宅およそ６００平方メートルを全焼し、隣の家の壁なども焼いておよそ４時間半後に消し止められました。

警察と消防が今朝から実況見分を行った結果、出火原因は事務所内の電気配線の異常とみられることがわかりました。

出火当時、隣接する車庫に女性が１人いましたが、逃げ出して無事でした。

◇フェリー火災で３９人死亡 バングラデシュ

＜日テレ NEWS24　2021 年 12 月 25 日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/12/25/10999473.html

バングラデシュで２４日未明、川を航行していたフェリーで火災が発生し、少なくとも３９人が死亡しました。

ＡＰ通信などによりますと、バングラデシュ南部の川を航行していたフェリーで２４日午前３時ごろ、火災が発生しました。この火災で少なくとも３９人が死亡、７２人がけがをしました。

行方不明者や重体の乗客もいるため、地元の当局者は死者がさらに増える可能性があると指摘しています。

当時、フェリーにはおよそ８００人が乗っていたとみられ、多くの乗客が火災から逃れるため、川に飛び込んだということです。

火災の詳しい原因はわかっていませんが、当局では機関室から出火したものとみて調べています。

◇その他の事故、事件

・エアバッグ性能に問題か　日産・三菱の軽 3 車種、生産停止

＜共同通信　2021 年 12 月 24 日＞　https://nordot.app/846988441706659840?c=39546741839462401

日産自動車と三菱自動車は 24 日、日産の軽ワゴン「ルークス」などが衝突試験で、一部の条件下ではエアバッグの性能が十分発揮されない可能性があることが分かったと発表した。対象車種は他に三菱自の「eK スペース」「eK クロススペース」。今月 3 日から生産や出荷、販売を停止している。性能確認には時間を要する見通しで、再開のめどは立っていない。

両社は通常走行での安全性に問題はなく、衝突時にはエアバッグが作動するとしている。あらゆる条件で想定通りに作動するかどうか調査している。3 車種は外観などが異なる姉妹車で、日産が開発し、三菱自の水島製作所（岡山県）で生産している。

・学生寮で集団食中毒か　34 人病院搬送、京都

＜京都新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/699663

２３日深夜から２４日未明にかけ、京都市左京区今出川通東大路西入ルの学生寮の入居者から「おなかが痛い」などと市消防局に相次いで通報があった。全員が腹痛や吐き気を訴え、３４人が病院搬送された。重症者はいない。市保健所は集団食中毒の可能性もあるとみて調査を進める。

寮の管理会社の説明では、男性寮でさまざまな大学の学生が住んでいるという。搬送された患者は寮で提供さ

れた同じ料理を食べた後、体調不良を訴えた。市保健所の指導で、調査結果が出るまでは寮内での食事提供はやめるという。

市保健所は今後、寮への立ち入りや患者の聞き取りなどを進める。

・水で膨らむボール誤飲注意　腸閉塞の事例相次ぐ

＜共同通信　2021 年 12 月 24 日＞　https://nordot.app/846862829671628800?c=39546741839462401

水で膨らむボール状の樹脂製玩具を乳幼児が誤飲する事故が相次いでいるとして、国民生活センターが注意を呼び掛けている。腸閉塞を起こす事例が多く、担当者は「子どもが簡単に持ち出せない場所に保管して」と訴えている。

センターによると、宮城県で６月、11 カ月の男児が嘔吐し、その中に樹脂製玩具の一部が見つかった。病院で腸閉塞と診断され、開腹手術をすると、直径３センチに膨らんだ玩具が小腸内にあった。

担当者は「玩具の詳細は調査中」とした上で、「子どもが使う時は保護者が見守り、誤飲の疑いがある場合は早めに医療機関を受診してほしい」と話している。

◇*事故、事件の続報*

・非常階段１カ所、全国に３万棟　火災現場ビル、逃げ場なく―専門家「犯罪考慮し法整備を」

＜時事ドットコム　2021 年 12 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021122500051&g=soc

大阪市北区の雑居ビル４階で起きた放火殺人事件は、２５人もの犠牲者を出した。脱出口となる非常階段は火の手に阻まれ、全員が逃げ場のないフロア奥で発見された。総務省消防庁によると、直接外への避難が難しい地上３階以上で、非常階段が１カ所しかない商業ビルは、全国に約３万棟あるとみられる。専門家は「事件も考慮し、法整備すべきだ」と警鐘を鳴らす。

不動産登記簿などによると、現場の「堂島北ビル」は１９７０年築の地上８階建てで、床面積は１～６階がいずれも約９３平方メートル。出入り口は表通り側のエレベーターと非常階段各１カ所しかない。

７４年の改正建築基準法施行令で、６階以上の建物は２カ所以上の階段設置が義務付けられたが、現場ビルは改正前に建てられたため適用外で、排煙設備の設置義務もない。消防法上のスプリンクラー設置基準は延べ床面積が３０００平方メートル以上となるため対象とならず、大阪市消防局の定期検査でも過去に不備は見つかっていない。

現場周辺を視察した防災システム研究所の山村武彦所長は「脱出できそうな窓は表通り側にあったが、放火地点と近く避難に使うのは困難だったろう」と話す。周辺は建物が密集しており、「他に窓があったとしても逃げられなかった可能性が高い」と推測する。

山村所長は、現行の建築基準法や消防法の防火対策について「失火などのミスが前提になっている」と指摘。「犯罪が起きることも考慮した法整備が必要。２方向避難ができない建物では（初期消火のための）簡易型のスプリンクラーを設置しておくべきだ」と提言する。

消防庁は各地の消防に緊急点検を指示しており、国土交通省と共に再発防止を検討する考えだ。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・公害健康被害補償不服審査会の裁決について

＜環境省　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110317.html

公害健康被害補償不服審査会は「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、令和３年 12 月 17 日付けで、７件の裁決を行いました。

１.「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく裁決４件

都道府県知事等が行った、水俣病に係る認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件４件（詳細は添付資料参照）。

（１）裁決年月日　令和３年 12 月 17 日（金）

（２）裁決の内訳　審査請求の棄却　　３件

審査請求の却下　　１件

２.「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく裁決３件

独立行政法人環境再生保全機構が行った、指定疾病に係る認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件１件、未支給医療費等及び救済給付調整金の支給決定を取り消し不支給とした処分を不服として審査請求されている事件１件、葬祭料の支給決定を取り消し不支給とした処分を不服として審査請求されている事件１件（詳細は添付資料参照)。

（１）裁決年月日 令和３年 12 月 17 日（金）

（２）裁決の内訳 原処分の取消し　　１件

審査請求の棄却　　２件

【公害健康被害補償不服審査会について】

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 111 条に基づき、国家行政組織法第８条に位置づけられる審査機関として環境庁長官（当時）の所轄の下、昭和 49 年に設置。

委員は６人で構成され、衆参両院の同意を得て環境大臣が任命する。

次の行政処分に対する審査請求事件を取り扱い、その裁決は、原処分時に適用のあった行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 43 条第１項により、関係行政庁を拘束する。

なお、平成 28 年４月１日からの行政処分に対する審査請求事件については、その裁決は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 52 条第１項により、関係行政庁を拘束する。

（１）公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分。

（２）石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第４号）に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定又は救済給付の支給に関する処分。

添付資料

・裁決の概要　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117279.pdf

・参考　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117280.pdf

・裁決書抜粋（取消し）　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117233.pdf

・医療機器の自主回収について（クラス１）　（販売名：ENDURANT IIステントグラフトシステム)

＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3mL4yb7sbbszgcRY

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000872728.pdf

本日、東京都より、別添のとおり、日本メドトロニック株式会社が下記の医療機器の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称： 大動脈用ステントグラフト

販売名： ENDURANTⅡ ステントグラフトシステム

回収対象数量： 1,231 個

出荷時期：令和３年６月４日から令和３年 12 月 21 日まで

・「令和３年版　救急・救助の現況」の公表

＜総務省消防庁　2021 年 12 月 24 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/211224_kyuuki_1.pdf

全国の救急業務及び救助業務の実施状況等を取りまとめましたので、「令和３年版 救急・救 助の現況」（救急蘇生統計を含む。）として公表します。

１ 救急業務の実施状況

令和２年中の救急出動件数（消防防災ヘリコプターを含む。）は、593 万 5,694 件（対前年比 70 万 7,078 件減、10.6％減)、搬送人員は 529 万 5,727 人（対前年比 68 万 4,531 人減、11.4％減）であった。

そのうち、救急自動車による救急出動件数は 593 万 3,277 件（対前年比 70 万 6,490 件減、10.6％減)、搬送人員は 529 万 3,830 人（対前年比 68 万 4,178 人減、11.4％減）で救急出動件数、搬送人員ともに平成 20 年以来 12 年ぶりに減少した。

傷病程度別の搬送人員は、軽症（外来診療）が 241 万2,001 件（対前年比 45 万 7,026 件減、15.9%減）などとなった。
現場到着所要時間は全国平均で約 8.9 分（前年約 8.7 分）、病院収容所要時間は全国平均約 40.6 分（前年約 39.5 分）となった。
２ 救助業務の実施状況
令和２年中の救助活動件数は５万 9,977 件（対前年比 1,363 件減、2.2%減）、救助人員は５万7,952 人（対前年比 5,718 人減、9.0%減）となった。
３ 資料の入手方法
資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）及び消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に掲載するほか、総務省消防庁救急企画室（総務省３階）において閲覧に供することとします。

・「火災予防分野の各種手続に係る電子申請等の標準モデルの構築に関する報告書」及び「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」の公表並びに導入に関する留意事項の通知
＜総務省消防庁　2021 年 12 月 24 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/aa6f9d7b0112380b2715470bf47258e687f035a5.pdf
　消防庁では、火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入を促進するため、令和３年３月から「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」を開催し、マイナポータル・ぴったりサービスを活用して電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討を行うとともに、消防本部における実証実験を実施することで、電子申請等の標準モデルの構築に取り組んできました。
　この度、「火災予防分野の各種手続に係る電子申請等の標準モデルの構築に関する報告書」がとりまとめられるとともに、「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」をとりまとめましたので公表します。
　また、導入マニュアルを活用しつつ、令和４年度中に電子申請等の受付を開始できるように積極的に取組を進めること等についての留意事項を通知しました。
１ 報告書について（別添１「報告書概要」参照）
　マイナポータル・ぴったりサービスを利用して電子申請等を受け付ける場合の業務フローや標準様式等についての検討結果や、５つの消防本部において実施した実証実験の結果を踏まえ、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」の報告書がとりまとめられました。
２ 導入マニュアルについて（別添２「導入マニュアル概要」参照）
　消防本部において、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請等を導入するための参考資料として、「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」をとりまとめました。
３ 導入に関する留意事項の通知について
　導入マニュアルを活用しつつ、各消防本部において令和４年度中に電子申請等の受付を開始できるように積極的に取組を進めること等についての留意事項を通知しました。当該通知は、消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2021/）
４ その他
　報告書及び導入マニュアルの全文は、消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-91.html）

・手押し式除雪機、安全装置使用を　10 年で死亡事故 25 件
＜共同通信　2021 年 12 月 23 日＞　https://nordot.app/846646530434613248?c=39546741839462401
　製品評価技術基盤機構（NITE）は 23 日、手押し式の除雪機による事故が 2011 年度からの 10 年間で 40 件起き、うち 25 件が死亡事故だったと明らかにした。特に各地で大雪が降った 20 年度は 12 件と事故が多発。安全装置を正しく使用せず、除雪機の下敷きになったケースが目立つとして、本格的な降雪期を前に注意を呼び掛けている。
　手押し式除雪機には一般的に安全装置が付いておりハンドルとクラッチを一緒に握らなければ動かないが、握

り続けることへの負担からクラッチをロープなどで固定する人がいる。担当者は「安全装置が作動しない状態での使用は非常に危険。絶対にやめて」と求めた。

・使い捨て感覚で大丈夫？　「激安チェーン」要注意　走行数百メートルで切れた例も

＜AUTOCAR JAPAN　2021年12月26日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/f85b7b6437980b9079e1a3a0913a912d128da5a3

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・ナトリウム 77 トン抜き取れず　もんじゅ、新機器開発必要

＜共同通信　2021 年 12 月 23 日＞　https://nordot.app/846688687441133568

日本原子力研究開発機構が高速増殖原型炉もんじゅ（福井県敦賀市、廃炉作業中）の原子炉容器や配管などに保有している 1660 トン超の冷却材ナトリウムのうち、計約 77 トンは既存設備で抜き取れないことが 23 日、機構への取材で分かった。機構は新たに機器を開発して抜き取る方針だが、一部は配管や機器の底部に残留するという。

機構はこれまで、原子炉容器から抜き取れないナトリウムが 1 トン程度あることは説明していたが、もんじゅ全体で抜き取れないナトリウムの総量が明らかになったのは初めて。

ナトリウム関連機器の解体は国内で経験がなく、技術開発が今後の課題となる。

・柏崎刈羽原発 7 号機でも配管の溶接不備　1 千カ所以上で工事やり直し

＜朝日新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDS6H9BPDSULBJ00N.html

東京電力は24日、柏崎刈羽原発6、7号機（新潟県）で、配管の溶接工事の不備を訴える匿名の申告があった問題で、すでに再稼働前の安全対策工事を終えたとしていた7号機でも、74カ所で不備が見つかったと発表した。東電は1千カ所以上の溶接をやり直すとしており、来年夏ごろまでかかるという。来年秋に計画する7号機の再稼働は、ますます困難になった。

東電によると、今年3月以降、特定の下請け会社の名を挙げて、6、7号機の消火設備の配管で「ずさんな溶接を行っている」との匿名の申告が複数あった。この会社が溶接した7号機の消火配管1220カ所のうち、194カ所を調べたところ、約4割にあたる74カ所で不備が見つかった。溶接時に酸化防止のために配管内に入れることになっていたガスを注入しておらず、長期間使うと劣化が進み、安全性に問題が出る可能性があるという。

東電などが溶接士17人に聞き取りをしたところ、9人が「ガスを流さずに実施した」と認めた。記録では、ガスを注入したと虚偽の報告をしていた。「ホースを配管に差し込んだが、ガスを流さず、流したふりをしていた」と話す溶接士もいた。作業を早く終わらせることや、ガスボンベの搬入に手間がかかるなどの理由で、2019年9月ごろから、ガスを流していなかったという。

東電は、この下請け会社が施工した1220カ所の工事を全てやり直すことを決めた。さらに、別の3社が溶接した計317カ所でも配管内の酸素濃度を管理していないなどの不備が見つかり、再工事を行う。

6号機にも、この下請け会社…

・ベルギー、全原発閉鎖で合意　25 年、当初計画通り

＜共同通信　2021 年 12 月 23 日＞　https://nordot.app/846863833532530688?c=39546741839462401

ベルギー連立政権を構成する 7 党は 23 日、国内の原発の原子炉 7 基全てを当初の計画通り 2025 年までに段階的に閉鎖することで合意した。正式決定は来年 3 月に下される見通し。ベルギーメディアなどが伝えた。代替電源の確保が遅れ、実現が危ぶまれていた。

ただ、デクロー首相は 23 日の記者会見で、可能性は非常に低いとしつつも、電力の安定供給を確保するため 7 基のうち比較的新しい 2 基の閉鎖を延期する可能性が残されていると言及した。

ベルギーは 03 年、北部ドール原発に 4 基、南部ティアンジュ原発に 3 基ある原子炉を 25 年までに閉鎖する法律を施行した。

****

[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・オミクロン株の国内発生状況について
＜厚生労働省　2021年12月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23070.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年12月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23069.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mb8zbroab83hMBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年12月25日版）
＜厚生労働省　2021 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23068.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-kbc7ZrISZ8Xo6BY

◇マスコミ報道　見出し

・京都で新たにオミクロン株３人感染　いずれも市中感染か
＜京都新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/699751
・福岡でオミクロン株市中感染　京都、大阪でも新たに５人
＜共同通信　2021 年 12 月 25 日＞　https://nordot.app/847408675805855744?c=39546741839462401
・ドバイ万博日本館、スタッフ２人がコロナ感染 25 日から臨時休館
＜朝日新聞　2021 年 12 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDT6F28PDTUHBI00T.html

・新型コロナ感染者 フランスは１日 10 万人超 イタリアも過去最多
＜NHK　2021 年 12 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211226/k10013404621000.html
----

[対策・予防]

◇省庁発表

・「生活を支えるための支援のご案内」を更新しました。
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mb8zbroab83hIBY
・年末年始の感染拡大防止へのご協力をお願いいたします！
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-ETe75jKS50VoKJY
・感染拡大防止と医療提供体制の整備（関連情報）について更新しました
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0m70xbLgYbc_iwhY
・自治体・個人・団体からの布製マスクの配布希望の申出について
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mb8zbroab83g8BY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・来年の新型コロナウイルスワクチンの追加購入に係る武田薬品工業株式会社及びモデルナ社との合意について
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-kbc7ZrISZ8XpqBY
・第10回新型コロナワクチン自治体説明会資料
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mb8zbroab83h0BY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等

＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Mcs5UZRJAwRefLyjY
・新型コロナワクチンの安全性評価に関する意見（医薬品等行政評価・監視委員会）
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0m70xbLgYbc_iIhY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y3ft3Kv5eK4mjdFY
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3GEJgsTQJIL63wZY

・**コロナ飲み薬を特例承認、厚労省　国内初、来週から使用可能に**
＜共同通信　2021年12月24日＞　https://nordot.app/847053460826767360?c=39546741839462401
　厚生労働省は24日、米製薬大手メルクが開発した新型コロナウイルス感染症の飲み薬「モルヌピラビル」を特例承認した。国内初の軽症者が使える飲み薬で、重症化を防ぐ効果がある。自宅でも服用可能なため医療機関の負担の軽減につながると期待される。新変異株「オミクロン株」への懸念が強まる中、政府は既に160万人分を確保。20万人分を今週末から全国に配送するとしており、早ければ27日に医療機関や薬局に納入される。
　ただメルク側が臨床試験結果を下方修正したほか、安全性の課題もあり、当初、期待したほどの効果は見込めないとの見方もある。

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第200号）
　　［官報］　令和3年12月24日　特別号外　第104号　1頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224t00104/20211224t001040001f.html

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第411号）
　　［官報］　令和3年12月24日　特別号外　第104号　2頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224t00104/20211224t001040002f.html

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第412号）
　　［官報］　令和3年12月24日　特別号外　第104号　2頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224t00104/20211224t001040002f.html

-----＞　*次号掲載予定*

・モデルナ製追加供給で合意　来年に1800万回分
＜共同通信　2021年12月24日＞　https://nordot.app/846948986096680960

・英アストラ製もオミクロンに有効　追加接種で抗体量「大幅に増加」
＜共同通信　2021年12月24日＞　https://nordot.app/846773487729246208?c=39546741839462401

・5～11歳接種は来年3月以降　コロナワクチンで厚労省
＜共同通信　2021年12月23日＞　https://nordot.app/846594560985628672?c=39546741839462401

・オミクロン株は入院4割減　英調査、デルタ株に比べ
＜共同通信　2021年12月23日＞　https://nordot.app/846579151016099840?c=39546741839462401

・抗体カクテル療法 オミクロン株に効果期待できず 投与推奨せず

＜NHK　2021 年 12 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211225/k10013403691000.html
---

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(12/17 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 12 月 21 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(12/8 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 12 月 8 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・オミクロン株の濃厚接触者は追試験へ　共通テストなど　文科省が指針
＜朝日新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDS725PPDSUTIL03R.html
　来年 1 月実施の大学入学共通テストなどでの新型コロナ対応をめぐり、文部科学省は 24 日、オミクロン株感染者の濃厚接触者となった人は無症状でも本試験を受験させず、追試験を受けてもらうとの方針を明らかにした。それ以外の濃厚接触者は、PCR 検査の陰性などの条件を満たせば、本試験を受けられる。
　各大学などに示しているコロナ対応のガイドラインを改めた。これまでは無症状の濃厚接触者について、①PCR 検査などで陰性②試験当日も無症状③公共交通機関を利用しない④別室で受験――の 4 条件を満たせば本試験の受験を認めてきた。だが、オミクロン株の濃厚接触者は自宅待機ではなく、宿泊施設での待機となったことから改定した。どの株の感染者の濃厚接触者か試験当日まで分からない場合、4 条件を満たせば受験できる。大学入試センターや各大学は改定を踏まえて対応する見通し。

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン株の感染拡大に備え 酸素濃縮装置１千台確保
＜NHK　2021 年 12 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20211226/1000074291.html
****

[3] 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 343 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 24 日　号外　第 288 号　18 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880018f.html

あらまし
◇特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 343 号）（経済産業省）
１ 特定用途に使用されたこと等を証明して経済産業大臣の製造数量の確認を受けることができる特定物質等及び特定用途を追加するとともに、当該特定物質等及び特定用途に関する暫定措置の期限を撤廃することとした。（第三条及び附則第三項関係）
２ この政令は、公布の日から施行することとした。

　特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
　　御　名　　御　璽
　　令和 3 年 12 月 24 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 343 号

　　特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令
　内閣は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
　特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「臭化メチル」を「、別表第三の上欄に掲げるとおり」に、「貨物の輸出入に際して行う検疫」を「、同表の上欄に掲げる特定物質等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり」に改める。

附則第三項を削る。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条関係）

特定物質等	用途
一　別表第一の一の項の中欄に掲げる特定物質	㈠　試験研究 ㈡　分析
二　別表第一の三の項の中欄に掲げる特定物質	㈠ 試験研究 ㈡ 分析
三　四塩化炭素	㈠ 試験研究 ㈡ 分析
四　一・一・一－トリクロロエタン	㈠ 試験研究 ㈡ 分析
五　別表第一の六の項の中欄に掲げる特定物質	㈠ 試験研究 ㈡ 分析
六　別表第一の七の項の中欄に掲げる特定物質	㈠ 試験研究 ㈡ 分析
七ブロモクロロメタン	㈠ 試験研究 ㈡ 分析
八　臭化メチル	㈠　貨物の輸出入に際して行う検疫 ㈡　大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定 ㈢　㈡の測定に用いる計量器の校正 ㈣　試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　　萩生田光一
環境大臣　　山口　　壮

****

[4] **令和２年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について**

＜環境省　2021年12月24日＞　https://www.env.go.jp/press/110362.html

フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類の充塡量及び回収量等の集計結果（令和２年度分）を取りまとめました

＜経済産業省　2021 年 12 月 24 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211224004/20211224004.html?from=mj

「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」とい

う。）」に基づき、令和２年度におけるオゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等に関する監視結果を年次報告書として取りまとめました。

１．報告書の概要

①オゾン層の状況

・ 地球規模のオゾン全量は1980年代から1990年代前半にかけて大きく減少しました。その後減少傾向が緩和し、1990年代後半からはわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いています。

・ 南極域の春季に形成されるオゾンホールの規模は、1980年代から1990年代半ばにかけて急激に拡大しましたが、1990年代半ば以降では、年々変動による増減はあるものの、長期的な拡大傾向は見られなくなりました。2020年のオゾンホールは大きな規模を維持して長期間継続しました。これは、オゾン層破壊を促進させる極成層圏雲が例年より維持され、オゾン破壊反応を継続し、オゾンホールの規模を維持したことが要因の一つと考えられます。

・ 札幌、つくば、那覇で観測された日本上空のオゾン全量は、札幌とつくばにおいて1980年代から1990年代初めまで減少した後、緩やかな増加傾向が見られます。また、那覇では1990年代半ば以降、緩やかな増加傾向が見られていましたが、近年はオゾン全量が少ない年が続いています。

・ 地球規模のオゾン全量が1960年（人為起源のオゾン層破壊物質による大規模なオゾン層破壊が起こる前）レベルまで回復する時期は、北半球の中・高緯度域で2030年頃、また南半球中緯度では2055年頃と予測されています。一方、南極域の回復はほかの地域よりも遅く、1960年レベルに戻るのは21世紀末になると予測されています。また数値モデル予測からは、オゾン層の回復には、温室効果ガスの増加による成層圏の低温化及び気候変化に伴う大気の循環の変化が影響を与えることが示唆されています。

②特定物質等の大気中濃度

・ 北半球中緯度域（北海道の観測地点）では、CFC（クロロフルオロカーボン）の大気中濃度は十数年以上減少し続けています。また一方で、HFC（ハイドロフルオロカーボン）は近年急速に増加しています。HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）も増加し続けていましたが、一部の冷媒種は近年その増加が緩やかになっています。

・ 日本の都市域の代表例として川崎市内で連続測定したCFCの大気中濃度は、次第に変動幅が小さくなるとともに、北海道における大気中濃度とほとんど変わらなくなってきています。変動幅の縮小や濃度の低下には、日本における生産の全廃及び排出抑制等が進んだ結果が反映されていると考えられます。一方で、HCFC及びHFCは、依然として頻繁に高い濃度で検出されています。このことは、これらの物質は現在も多方面で利用されていることや、過去に製造・充填された機器装置等からで大気中に放出されていることが反映されていると考えられています。

・ オゾン層を破壊するCFCの生産と消費は、モントリオール議定書に基づいて先進国では1995年末までに、途上国では2009年末までに全廃されました。しかし、大気中寿命が非常に長いため、今後、CFCの大気中濃度は極めて緩やかに減少していくと予測されます。一方、CFCと比べるとオゾン層破壊係数の小さいHCFCについては、同議定書の規制スケジュールに従って、先進国の生産・消費は2020年をもって全廃されましたが、途上国においては生産・消費の削減が進められている途中段階にあり、HCFCの大気中濃度は引き続き増加しますが、今後10～20年でピークに達し、その後減少すると予測されています。

今後も引き続き、オゾン層の破壊の状況や大気中におけるオゾン層破壊物質等の濃度変化の状況について引き続き監視していきます。また、オゾン層保護法に基づくオゾン層破壊物質等の製造数量の規制等の取組を着実に実施していきます。

HFCについては、今後も排出増加が見込まれており、オゾン層保護法及びフロン排出抑制法の適切な施行を通じて、引き続き関係省庁や都道府県、関係団体等と連携しながらオゾン層保護及び地球温暖化防止に向けた対策の推進を図っていきます。

２．背景

オゾン層保護法第22条第２項の規定に基づき、毎年度、オゾン層の状況、特定物質等（オゾン層保護法に基づき生産などが規制されているフロンなど）の大気中濃度、太陽紫外線の状況の監視結果を取りまとめて公表しています。

監視結果の取りまとめに当たっては、「成層圏オゾン層保護に関する検討会」科学分科会（座長・今村隆史　国

立環境研究所フェロー）及び環境影響分科会（座長・小野雅司　国立環境研究所 環境リスク・健康領域 客員研究員）を設置し、御検討いただきました。

３．年次報告書全文

環境省ホームページに掲載しています。　　http://www.env.go.jp/earth/ozone/o3_report/index.html.

（参考１）オゾン層保護法（抄）

第22条　気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質等の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

２　環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質（特定物質以外の物質であって政令で定めるものを含む。次条において同じ。）によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

（参考２）フロン類について

・　CFC（クロロフルオロカーボン）：冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では1995年末に生産・消費が全廃されており、開発途上国でも2009年末に生産・消費が全廃された。

・　HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質。オゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では2020年までに、また開発途上国でも2030年までに、生産・消費が全廃される予定。

・　HFC（ハイドロフルオロカーボン）：CFCやHCFCの代替物質として使用が増えている。オゾン層破壊効果はないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において排出削減の対象となっている。2016年10月に新たにHFCをモントリオール議定書の規制対象物質とする改正が行われ、2019年１月１日発効した。同改正を受けて議定書の国内担保法であるオゾン層保護法が改正され、2019年１月に施行された。先進国では2019年から生産・消費量の削減が開始されている。

添付資料

【別紙】令和３年度成層圏オゾン層保護に関する検討会委員等名簿

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117276.pdf

****

[5] 「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」の点検結果について

＜環境省　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110338.html

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第３条に基づき、平成29年10月16日に策定・公表した水銀等による環境の汚染の防止に関する計画について、今回、実施状況の点検作業を行いましたので、その結果についてお知らせいたします。

１．背景・経緯

平成29年８月16日に発効した水銀に関する水俣条約（以下、「水俣条約」という。）の実施を確保し、その他の必要な措置を講ずるための国内法である水銀による環境の汚染の防止に関する法律第３条に基づき、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とし、平成29年10月16日に水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（以下「本計画」という。）を策定・公表しています。

本計画では、水俣条約第１回締約国会議で決定された水俣条約の実施状況報告の間隔（４年おき）に合わせ、当該報告の前に、水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議（以下「関係府省庁連絡会議」という。）において本計画の実施状況の点検を行うこととしています。当該報告は2021年末に提出することとなっており、今般、当該報告を取りまとめるために、関係府省庁連絡会議にて本計画の実施状況の点検作業を行いました。

２．実施状況の点検の結果

実施状況の点検の結果、計画に沿って着実に施策が実施されており、条約に基づく措置が的確に講じられていることを確認しました（例：水銀添加製品の製造規制や水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理、大気への排出規制、水銀廃棄物の適正処理）。また、条約に基づく義務に加え、「条約の内容を上回る措置」として位置付けられている施策についても実施されていることを確認しました（例：水銀・水銀化合物の輸出管理、水銀添加製品

の製造等規制の深掘り・前倒し、条約対象外施設における水銀大気排出抑制に向けた自主的取組の推進、廃棄される水銀使用製品の適正回収)。さらに、その他、MOYAIイニシアティブ（※）に基づく国際協力についても多面的に実施されていることを確認しました。

本点検結果に基づき、水俣条約の実施状況報告を作成し、2021年末に水俣条約事務局に提出する予定です。

引き続き、同計画に基づき、水銀による環境の汚染の防止に万全を期してまいります。

※　MOYAIイニシアティブについては以下リンクを御参照ください。

https://www.env.go.jp/chemi/tmms/convention.html.

添付資料

・水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の実施状況の点検結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117278.pdf

****

[6] ***建築物における衛生的環境の確保に関する法令、規則の一部改正***

◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 347 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 24 日　号外　第 288 号　21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880021f.html

あらまし

◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 347 号）（厚生労働省）

１　建築物環境衛生管理基準の内容について、居室における空気中の一酸化炭素の含有率の基準を一〇〇万分の六以下に改めるとともに、温度の基準を一八度以上二八度以下に改めることとした。（本則関係）

２　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 3 年 12 月 24 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 347 号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの表中「百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値)」を「百万分の六」に、「十七度」を「十八度」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　　後藤　茂之

内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 199 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 24 日　号外　第 288 号　46 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880046f.html

○厚生労働省令第 199 号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百四七号）の施行に伴い、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条第一項及び第十条の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 24 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
	（一酸化炭素の含有率の特例）
第二条　削除	**第二条**　令第二条第一号イの表の第二号の厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十をこえるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十以下になるように空気を浄化して供給をすることが困難である建築物とし、同号の厚生労働省令で定める数値は、百万分の二十とする。
（建築物環境衛生管理技術者の選任）	（建築物環境衛生管理技術者の選任）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２　特定建築物所有者等は、前項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。	２　前項の選任を行なうに当たつては、一の特建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならいようにしなければならない。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。
３　前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。	（新設）
４　特定建築物所有者等は、第二項（前項において準用する場合を含む。第二十条第一項第三号において同じ。）の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならない。	（新設）
（帳簿書類）	（帳簿書類）
第二十条　特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。	**第二十条**　特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　第五条第二項の規定による確認の結果（同第四項の規定による意見の聴取を行つた場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面	（新設）
四　（略）	三　（略）
２　前項第一号及び第四号の帳簿書類は、五年間保存し	２　前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存し

なければならない。	なければならない。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇脱脂粉乳２万トン超、家畜餌用に　政府与党、在庫圧縮に支援

＜共同通信　2021 年 12 月 23 日＞　https://nordot.app/846682636192301056?c=39546741839462401

政府、与党は 23 日、新型コロナウイルス禍で打撃を受けた乳業業界への新たな支援策を固めた。乳製品の需要低下で民間在庫が積み上がった脱脂粉乳２万５千トン分を家畜の餌用に振り向ける費用の一部などとして、約 36 億円を助成する。脱脂粉乳の原料となる生乳も供給過剰で大量廃棄される懸念に直面しており、生産者や乳業メーカーへの支援を強化する狙い。

コロナ禍に伴う昨年の学校の一斉休校で、生乳の多くが長期保存できる脱脂粉乳に加工され、在庫が急増した。10 月末時点は１年前と比べ約 12%増の９万トンに上った。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇九州電力と西部ガス、LNG 火力発電を建設へ　脱炭素時代の狙いは？

＜朝日新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDR6T88PDRTIPE00L.html

九州電力と西部ガスは 23 日、北九州市若松区に液化天然ガス（LNG）火力発電所を建設すると発表した。2023 年１月に着工し、25 年度末の運転開始をめざす。電力供給を安定させる狙いがある。

両社は共同出資会社を設立する。九電が８割、西部ガスが２割出資する。二酸化炭素の排出量が少ない最新鋭の発電方式を採用し、出力は 62 万キロワット。西部ガスの「ひびき LNG 基地」の隣接地に建設する。総事業費は数百億円とみられる。

九電の池辺和弘社長は、「この冬も電力需給は厳しい。（共同事業で）スピーディーに開発できる」と話した。西部ガスの道永幸典社長は「LNG 基地のさらなる活用でガス事業の収益性を向上できる」と述べた。

この LNG 火力は、西部ガスが 14 年に計４基（計 168 万キロワット）の建設計画を発表し、環境影響評価（アセスメント）を 18 年に終えていた。東日本大震災後に原発が相次いで停止するなど電力供給に余裕がなかった九電への売電を視野に入れていた。しかし、九電による原発の再稼働で売電交渉は難航し、着工が先送りされていた。

九電は原発を再稼働させたが…

****

[9] ***環境安全関係***

◇騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令（政令第 346 号）

［官報］　令和３年 12 月 24 日　号外　第 288 号　21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880021f.html

あらまし

◇騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令（政令第 346 号）（環境省）

一　騒音規制法施行令の一部改正関係

空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。（別表第一関係）

二　振動規制法施行令の一部改正関係

圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。（別表第一関係）

三　施行期日

この政令は、令和四年一二月一日から施行することとした。

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年12月24日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第346号

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令

内閣は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項及び振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（騒音規制法施行令の一部改正）

第一条　騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「空気圧縮機」の下に「(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)」を加える。

（振動規制法施行令の一部改正）

第二条　振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「圧縮機（）の下に「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、」を加える。

附　則

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。

環境大臣　　山口　　壯

内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇令和３年度スギ雄花花芽調査の結果について

＜環境省　2021年12月24日＞　https://www.env.go.jp/press/110364.html

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」の創設について

＜文部科学省　2021年12月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbYac453v66mWbW

[調査結果]

◇私立大学等の令和２年度入学者に係る学生納付金等調査結果について

＜文部科学省　2021年12月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbYac453v66mWbN

◇私立大学等の令和３年度入学者に係る学生納付金等調査結果について

＜文部科学省　2021年12月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbYac453v66mWbO

****

[11] ***その他省庁発表***

◇特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第344号）

［官報］　令和３年12月24日　号外　第288号　18～21頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880018f.html

---

◇日本産業規格(JIS)を制定・改正しました（2021年12月分）

＜経済産業省　2021年12月24日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211220001/20211220001.html?from=mj

1. 柔軟性発泡ゴム保温材に関するJIS制定

◇人事院規則１－２（用語の定義）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１－２－４）

［官報］　令和３年12月24日　号外　第288号　59頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880059f.html
-----
◇人事院規則８-12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院規則８-12-17）
［官報］ 令和３年12月24日 号外 第288号 59～63頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880059f.html
-----
◇人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院規則９－８-90）
［官報］ 令和３年12月24日 号外 第288号 63～66頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880063f.html
-----
◇人事院規則９-40（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則９-40-56）
［官報］ 令和３年12月24日 号外 第288号 66～69頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880066f.html
-----
◇人事院規則11-４（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則（人事院規則11-４-８）
［官報］ 令和３年12月24日 号外 第288号 69頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880069f.html
-----
◇人事院規則11-10（職員の降給）の一部を改正する人事院規則（人事院規則11-10-１）
［官報］ 令和３年12月24日 号外 第288号 69～70頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224g00288/20211224g002880069f.html

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会大気・騒音振動部会(第16回)の開催について　　1月12 日
＜環境省　2021年12月24日＞　https://www.env.go.jp/press/110340.html
（１） 第五次環境基本計画の点検について
（２） 今後の大気環境行政の在り方について
（３） 報告事項
（４） その他

・薬学実務実習に関する連絡会議（第13回）の開催について　　1月７日
＜文部科学省　2021年12月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbYac453v66mWbP
1. 薬学実務実習の現状等について
2. 薬学実務実習に関するガイドラインについて
3. 本会議実施期間終了後の新たな協議の場の検討
4. その他

・中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（第12回）の開催について　　1月７日
＜文部科学省　2021年12月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbYac453v66mWbR
(1) 質保証システムの見直しについて
(2) その他

・学校健康診断情報のPHRへの活用に関する検討会（第１回）の開催について　　1月26日
＜文部科学省　2021年12月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbYac453v66mWbU
(1) 当検討会の趣旨説明、座長の選任等について
(2) 学校健康診断情報のPHRの推進に係る経緯について
(3) 学校健康診断情報を保管する専用サーバーの管理及び運営体制等について

[開催記録、報告、資料等]

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　12月24日

＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mb8zbroab83nABY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（３）その他

・第74回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第25回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料　　12月24日

＜厚生労働省　2021年12月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ynbs3ar4ea8nkNBY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（３）その他

・第３回日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム会合及び第３回日中海洋ごみワークショップの結果について　　12 月 22 日

＜環境省　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110346.html

主な成果

（１）両国は、それぞれの国が実施している、海洋ごみやマイクロプラスチックのモニタリング、海洋ごみの排出経路、生態影響に関する研究について発表し、意見交換を実施しました。

（２）また、両国の海洋ごみ対策について、国内政策の概要や実施状況、地方自治体における取組について意見交換を行い、理解を深めました。

（３）両国は、今回のような情報共有や意見交換の機会の有益性を共有し、今後も協力を続けていくことで一致しました。

（４）第４回会合を来年後半または再来年の第２四半期頃に開催する予定です。

****

[13] *その他*

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・筋萎縮性側索硬化症に効果ある薬発見　山形大

＜産経ニュース　2021 年 12 月 24 日＞

https://www.sankei.com/article/20211224-NGPM2DPGYRL3FN7DDKCSFUJQUA/

山形大は２４日、体が徐々に動かせなくなる「筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）」に効果がある薬が見つかったと発表した。マウスを使った実験で、アルツハイマー病治療のため開発が進む薬が、ＡＬＳの原因となるタンパク質の異常な凝集を抑えることが分かった。

研究グループの国立病院機構山形病院ＡＬＳ治療研究センターの加藤丈夫センター長によると、既存の薬でもＡＬＳの進行を遅らせることはできるが､脳や脊髄などに蓄積する原因タンパク質の凝集に作用する薬は初となる。研究グループは、遺伝子操作で人為的にＡＬＳを発症させたマウスに、候補となる治療薬を投与した。ＡＬＳでは、変異したタンパク質が凝集し、筋肉を動かす神経を侵すことで病状が悪化するが、投与後は凝集が抑制された。　ただ今回は、事例が少ない家族性ＡＬＳでの実験。今後は、遺伝とは関係なく、散発的に発症するタイプにかかったマウスでも効果を確かめる。２０２４年に、患者に投与する臨床試験を始めたいとしている。

・脂質異常症のワクチン開発、動脈硬化や脂肪肝も改善確認　熊本大発表

＜朝日新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDR6TKLPCDTLVB013.html

熊本大の尾池雄一教授らの研究チームは、動脈硬化症の誘因となる血液中の悪玉コレステロール値や中性脂肪値などが基準を超える「脂質異常症」について、治療に有効なワクチンを開発したと発表した。マウスによる実験で効果を確認しており、今後はヒトでの臨床試験をめざして研究を進める。

研究チームによると、若年層の心筋梗塞や狭心症など虚血性心疾患の原因になる遺伝性の「家族性高コレステ

ロール血症（FH）」と、その合併症である動脈硬化に効くほか、脂肪肝も改善させるという。研究成果は、医学専門誌「セルリポーツメデシン」の電子版に掲載された。

脂質異常症は、過食などの生活習慣や遺伝が原因となる。心筋梗塞（こうそく）などの動脈硬化性疾患の主要因にもなることから、血中の悪玉コレステロールや中性脂肪値を下げることが重要となる。

特にFHの場合、早期から動脈硬化が始まり、通常早くても50代半ばで発症する心疾患を10～30代で発症することもあり、早期治療が必要だ。FHの患者はアキレス腱（けん）や角膜の異常などの所見があるが、いずれも自覚症状のないまま、重篤になってから現れる。そのため、国内の推定患者数は25万人を超えるが、診断率は1%にも満たないとされる。

治療にはスタチンなどの薬が広く使われるが、薬が合わない患者や複数種類を服用しても数値が正常化しない患者もいる。

尾池教授らは、特定のたんぱく質「ANGPTL3」を持たない人が、生涯にわたりコレステロールや中性脂肪が低いことに着目した。開発したワクチンを接種すると、このたんぱく質の働きを阻害する抗体ができ、コレステロールや中性脂肪値が下がる仕組みだ。

実験では、過食による肥満とFHのマウスにそれぞれワクチンを接種し、いずれのマウスでも脂質の値が改善。肥満マウスの脂肪肝や、FHマウスの動脈硬化の改善も認めた。抗体はワクチンの接種後30週目にも維持されていたことから、少なくとも半年は効果が保たれるという。また、目立った副反応はなかったという。

・その症状　大丈夫？　心不全、アプリで防ぐ　三重大学などが開発中

＜朝日新聞　2021年12月24日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDR6S9VPDGONFB00H.html

心不全の予防に役立つスマートフォン向けアプリを三重大学などのグループが開発中だ。血圧や体重、自覚症状などのデータを入力すると、リスクを自動判定し、注意喚起のメッセージを示す。使った薬の管理や、かかりつけ医への連絡もできるようにする構想で、大学病院などでのお試し利用を経て、1、2年以内の実用化を目指す。

アプリの名称は「ハートサイン」。心不全を患う人が年々増えるなか、過去に心不全を発症した人の再入院リスクを抑えようと、大学院医学系研究科の土肥薫教授ら三重大のメンバーと医療系ITベンチャーのキュアコード（富山市）が共同開発を進めている。

アプリの狙いは、発症の「予兆」を早めにつかみ、状態が悪化する前の受診を促すこと。利用者は日々の血圧や脈拍、体重を入力し、選択式で「食欲がない」「じっとしていても苦しい」などの自覚症状を選ぶ。結果をアプリが自動判定し、注意を促したり、医療機関の受診を勧めたりする。紙ベースで記録した情報をかかりつけ医が月1、2回確認する従来のやり方と比べ、リアルタイムに近い対応ができるという。

年明けから大学病院に入院する心不全の患者ら数十人に試作版を使ってもらい、スマホに不慣れな高齢者でも使えるかなどを試す。改良を加え、来春以降、津市や桑名市の医療機関でも100人規模の実証実験を進め、実用化の際には無料で一般公開したいという。

さらなる深化も計画している。処方箋（せん）の2次元コードを読み取って服用する薬の情報を管理し、かかりつけ医にアプリから電話がかかる機能の搭載も予定する。いまはiPhone向けしかないが、アンドロイドのスマホ向けのアプリも開発したいという。

三重大によると、国内では高齢化に伴って心不全の患者が急増し、2030年には新規だけで35万人が発症する見通し。繰り返し発症することも多く、予防の取り組みが重要になっている。アプリ開発はコロナ後の地域・社会課題の解決に向けた取り組みを支援する今年度の三重県の実証補助事業「クリ“ミエ”イティブ」に選ばれた。土肥教授は「いざ、入院となれば、患者には身体的にも経済的にもマイナスが大きい。アプリを使うことで入院が必要になるまでの悪化を防ぎ、災害や感染爆発時の疾病管理にも役立てられたら」と期待を込める。

◇*その他*

・初代理事長に前慶応塾長　北海道の国立３大学―文科省

＜時事ドットコム　2021年12月24日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2680709

文部科学省は２４日、北海道の小樽商科大（小樽市）、北見工業大（北見市）、帯広畜産大（帯広市）の国立３大学が経営統合して来年４月に設立される「北海道国立大学機構」の初代理事長に、前慶応義塾長の長谷山彰氏

（６９）を指名した。任期は来年４月から４年間。

・事務職出身、異例の学長に　佐賀女子短大、来春

＜共同通信　2021 年 12 月 23 日＞　https://nordot.app/846630172511961088

佐賀女子短大（佐賀市）は 2022 年度から就任する新たな学長に、学校法人立命館の事務職員出身で、立命館アジア太平洋大の副学長も務めた今村正治氏（63）を起用することが 23 日、同短大などへの取材で分かった。同日開催の理事会で承認して正式決定し、任期は 4 年間。

大学や短大の設置基準は学長資格を「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する」とし、学位や教員経験などを条件とはしていない。文部科学省幹部は具体的統計はないとした上で「事務職員が学校法人の理事長になることはあるが、研究や教育のトップの学長になる例はあまり聞かない」と話している。

・教員働き方改革　文科省全国調査　学校業務の切り離し進まず

＜毎日新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211224/k00/00m/040/065000c

公立校で常態化する長時間労働を是正するため中央教育審議会は 2019 年、登下校時の対応など四つの業務を「基本的に学校以外が担うべきだ」と答申したが、切り離しは思うように進んでいない。文部科学省が 24 日公表した 21 年度の「働き方改革」状況調査では、全国に 1793 ある教育委員会などのうち、4 業務を学校以外が中心に担っているとした割合は 24・1～60・3%にとどまった。

文科省が 16 年度に実施した調査によると、公立校で中学校は 6 割近く、小学校は 3 割以上の教員が「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の残業をしていた。

是正に向け、中教審が挙げた 4 業務は①登下校に関する対応②放課後から夜間の見回り、児童・生徒が補導された時の対応③地域ボランティアとの連絡調整④給食費など学校徴収金の徴収・管理。文科省は答申後の 19 年度から、全国すべての教育委員会を対象に 4 業務も含めた「働き方改革」への取り組み状況の本格的な調査を始めた。20 年度は新型コロナウイルス禍によって調査を簡素化したため、4 業務への対応状況を調べるのは 2 年ぶりとなる。

①～③の業務について 21 年度、学校以外が中心に担っていると答えた教育委員会は、①が 60・3%（19 年度比 3・3 ポイント増）、②が 24・1%（同 5・8 ポイント増）、③39・1%（同 7・6 ポイント増）。いずれも 2 年前と比べて微増にとどまった。④は 33・0%だったが、19 年度とは質問の方法を変えたため比較ができないという。

文科省は、業務の切り離しが進まない理由について「学校以外の担い手を探す場合、保護者や地域の理解を得るのに苦労しているのではないか」と分析し「うまく進めている。

・教員働き方改革　休暇まとめ取り「変形労働制」進まず　文科省調査

＜毎日新聞　2021 年 12 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211224/k00/00m/040/056000c

長時間労働が常態化している公立校教員の「働き方改革」を進めるため 2021 年度から導入できるようになった 1 年単位の「変形労働時間制」について、導入に必要な条例を 20 年度に整備したのは、47 都道府県のうち 9 道県、20 政令市では浜松市だけだった。文部科学省が 24 日に発表した。

条例の整備を予定している自治体まで含めても、21 都道府県にとどまった。政令市では浜松市以外に整備予定の自治体はなかった。20 年度の調査では、25 都道府県と 2 市が前向きな姿勢を示していたが、この 1 年で導入の機運は後退した。

変形労働時間制は、公立小中学校・高校の教員を対象に、年度当初などの忙しい時期の勤務時間を延ばす代わりに、夏休み期間などに休暇をまとめ取りするのを認める制度。

文科省は自治体が導入に慎重なのは、新型コロナウイルスの感染状況が見通せず、コロナ対応の業務がいつ急増するかも予測しにくいため、1 年単位での労働時間の管理が難しい状況が続いているのが一因とみている。

********** 以上 **********